

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成26年度第2回企画改善部会・基準法システムWG 議事録(案)

日時：平成27年1月14日(水) 14:00～15:25

場所：さいたま市建設局建築部建築行政課 打ち合わせスペース

資料：【資料1】企画改善部会における通知・報告配信システム 検討経過

【資料2】平成26年度の取り組み(案)

【資料3】第1回企画改善部会議事録(案)

出席：さいたま市建設局建築部建築行政課 大江さま

南部建設事務所建築審査課 駒見さま、北部建設事務所建築審査課 片山さま

事務局(ICBA) 久保、荘野(記)

議事：通知・報告配信システム実証実験の経過について

本運用への移行スケジュール

総括：実験中に特段の問題は発生していないため、今月をもって実証実験は終了し、平成27年2月よりデータ本位型の本運用に移行する。

主な意見等

1. データ受信後のさいたま市の運用について

- ・台帳システム操作担当者により、到着したデータを受理する際に、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを印刷し、建築工事届を除いて決裁に回している。
- ・建築工事届は、県からの委託に基づき、印刷したものをOCR用紙に転記している。
- ・決裁後に、印刷した書類から建築計画概要書を抜き取り、閲覧用ファイルに綴じる。
- ・建築計画概要書以外の書類は、市で一定期間保存後に廃棄する。
- ・建築主変更や記載事項不備などが発生した場合は、市で印刷した建築計画概要書に朱書き等訂正のうえ、当該概要書をpdf化して台帳システムに登録するとともに、当該訂正箇所は台帳システムの文字入力箇所にも反映させる。なお、文字入力の反映方法については、台帳システムの機能として「上書き」と「履歴を残して登録」の2とおりがあるが、どちらを使うかは現場判断としている。
- ・月に1回、書類原本が一括して送られてくることになっており(実際は月1回より多い)、その際には、市で印刷した建築計画概要書(さきに閲覧用ファイルに綴じこんであるもの)を、送られた書類原本と差し替える。このとき、市で印刷した建築計画概要書に朱書き訂正が発生している場合は、当該朱書き訂正を、送られた書類原本に再度書き込んだ上で差し替える。さらに、それをpdf化して台帳システムに登録する。
- ・このようにして、建築計画概要書の「pdf」と「入力データ」は常に最新の状態を保っている。
- ・なお、市で印刷した建築計画概要書は、書類原本と差し替え次第、廃棄している。(以上 さいたま市)

## 2. データ本位型における書類原本送付の位置づけ

- ・確認審査報告という法律上の手続きはすべて送信データで対応しており、この意味からは書類原本送付はさいたま市としても不要である。
- ・なお、建築計画概要書については、原本を正とし、原本を送ることとしている。
- ・しかし、工事届原本を指定機関に残すことについて整理がつかないため、工事届原本を送ってもらっている。
- ・書類原本とPDF ファイルを市で印刷したものと比較すると、鮮明さに若干の差異はある。(以上 さいたま市)

## 3. 運用効果について

- ・データ本位型の運用開始によって、発番作業等については明らかに処理が速くなったが、従来の方法と混在のため手間が無いわけではない。もっとも今後の普及により、この問題は解消するであろう。(さいたま市)  
→引続き、データ送信元指定機関の増加に努めていく。(事務局)

## 4. その他

- ・通知・報告配信システムの添付ファイル容量が1物件2MBに制限されているため、それを超える添付ファイルは、同じ物件を複数物件に分けて送信してもらっている。さいたま市では、報告書番号が同一の物件が複数届いていると、2件目以降は添付ファイルだけをダウンロードして「不受理」の操作を行っている。この受理作業も複雑面倒であるため、早急の改善をお願いする。(さいたま市)  
→ただちに内部で改善に必要な調整を開始する。(事務局)

以上